年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 平成28年8月8日答申分

○答申の概要

 (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの
 1件

 厚生年金保険関係
 1件

 (2) 年金記録の訂正を不要としたもの
 2件

 厚生年金保険関係
 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600049 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600033 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月12日の標準賞与額を33万円、平成16年4月30日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年8月12日及び平成16年4月30日の標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月12日

② 平成16年4月30日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与額の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②については、金融機関が提出した請求者に係る取引明細によると、A社において、オンライン記録で確認できる同僚の賞与支給日(平成15年8月12日及び平成16年4月30日)と同日に、同社からの振込みが確認できることから、請求期間当時、請求者は、同社から賞与の支給を受けていたことが推認できる。

また、A社は、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。 さらに、A社における請求者の同僚二人の賞与に係る給与支給明細書(平成 15 年8月分賞 与及び平成 16 年4月分賞与)の写しによると、事業主によりそれぞれの賞与から標準賞与額 に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、前述の取引明細及び同僚二人の賞与に係る給与支給明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求者に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき、請求期間①(平成 15 年 8 月 12 日)は 33 万円、請求期間②(平成 16 年 4 月 30 日)は 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成15年8月12日及び平成16年4月30日に支給した賞与について、請求者の健 康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚 生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求 者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600050 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600034 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年8月1日から昭和46年11月20日まで

私は、請求期間について、B県C市にあったA社に現場作業員として2年ぐらい勤務し、高速道路の橋掛けを造っていたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

当時、子供が小さく、保険証をもらった記憶があるので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、現場作業員としてA社に勤務した際の同僚の姓名を挙げているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票に当該同僚と同姓同名の者に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A社において、前述の同僚と一緒に勤務していたとする当該同僚の妻は、請求者について、具体的な勤務時期は不明だが、請求者は同社に2年間ぐらい勤務していたと思う旨陳述していること等から、請求者の勤務時期は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は平成8年4月8日付けで解散している上、 請求期間当時の事業主も死亡しており、請求期間当時、同社の取締役であり、その後、同社の 清算人であった当該事業主の妻に、請求者の同社における勤務状況、厚生年金保険料の控除等 を確認したが、不明である旨回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態、厚 生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、請求期間当時、A社において現場作業員であったと陳述しているところ、前述の厚生年金保険被保険者原票により請求期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求期間当時、同社において厚生年金保険に加入していたのは、役員、役職者、本社の事務員、現場監督等限られた者であり、現場作業員については、加入していなかった旨陳述している。

さらに、前述の複数の同僚によると、A社における請求期間当時の従業員数は数百人であった旨陳述しているところ、前述の厚生年金保険被保険者原票における請求期間の被保険者数は、最大で18人であったことが確認できる。

これらのことから、請求期間当時、A社は、必ずしも全ての従業員を勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険の被保険者記録

は見当たらず、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第 1600058 号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第 1600035 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在はB事業所)における厚生年金保険の標準報酬 月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和48年1月6日から昭和49年2月26日まで

② 昭和49年11月8日から昭和54年5月1日まで

A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低く記録されている。請求期間①の給与支給額は約17万円、請求期間②の給与支給額は約19万円であった。

請求期間①及び②の退職後に雇用保険における失業給付の手続きを行ったので公共職業安定所が保管する離職票の調査と、昭和50年9月頃に労災事故に遭い、労災保険の休業補償給付を受給したので労働基準監督署が保管する関連資料を調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の給与明細書等を所持しておらず、請求事業所の元事業主及び 現在の事業主も当時の賃金台帳等の資料は保管していない旨の回答をしていることから、請求 期間における請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①及び②の退職後に雇用保険における失業給付を受給したと主張しているところ、C公共職業安定所は、当時の雇用保険受給記録は保管しておらず、当時の離職票は保存年限経過により廃棄している旨回答していることから、請求者の請求事業所離職時の給与支給額等を確認することができない。

さらに、請求者は、昭和50年の労災事故により労災保険の休業補償給付を受給したと主張しているところ、D労働基準監督署が提出した請求者に係る保険給付記録票によると、災害日時及び給付基礎日額が確認できるものの、同労働基準監督署は、請求者に対する休業補償給付請求書等の関連資料は保存年限経過のため保管していない旨回答していることから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額等を確認することができない。

なお、請求事業所を管轄するE年金事務所は、請求事業所に係る請求期間当時の届出書及び 事業所調査結果記録を保管していない旨回答していることから、事業所の届出状況等を確認す ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。